

景 観 審 議 会

審査意見書の作成について（諮問）

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第27条の7第2項の規定により、別添のとおり審査意見書を作成することについて諮問します。

令和7年8月1日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦